

経済的支援検討会における論点对応叩き台

議論の叩き台とするため一構成員の立場で作成した私案である

（民間団体への援助に関する検討会関連部分抜粋）

1．経済的支援の理念・目的、財源などに関するもの（併行審議）

（3）財源は何に求めるべきか

罰金、追徴金、没収金、特別賦課金を財源にできないか

基金を創設することはできないか

上記に加え、国から直接給付することが困難な給付にも対応できるよう、民間からの寄付金等からなる「支援基金」ないし「支援機構」の創設を検討する。

同基金の財源として、有罪判決を受けた者から一定の金額を徴収する制度の導入等の継続的収入を得ることができるとする方策を検討する。

2．経済的支援の内容に関するもの

（1）経済的支援の内容はいかにあるべきか

医療に関連する費用（保険外診療費、介護費、通院費等）

早期支援後の心理的外傷による精神的被害に対する保険外心理療法（カウンセリング等）の費用を国が負担するべきか

臨床心理士等の行うカウンセリングについては、民間団体援助に関する検討会と歩調をあわせ、早期援助団体等の民間団体から支援を受けられる、あるいは既に実施されている同支援が拡充されるような仕組みを検討する。

例外的な場合の救済制度（追加論点）

上記対応でも自立ができない例外的な場合の救済制度を設けるべきか

予め状況を想定できない例外的な場合である以上、制度として国からの直接給付を行うのは困難であるが、前記「支援基金」（ないし「支援機構」）の創設につとめ、そこから、一定の指針の元に、自立に必要な救済給付を追加的に行うことは考えられる。

3．経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式に関するもの

（2）給付方法はいかにあるべきか

仮給付

迅速に仮給付を行うためにどのような仮払い制度を導入するべきか

現行の犯罪被害給付制度より短縮するよう努める

また、地方公共団体に対し、当座の必要な費用程度（数十万円程度）の金員について貸与する制度を創設するよう求め、あるいは、同貸与制度につき前記「支援基金」（ないし「支援機構」）において対応する。

4. 経済的支援の対象に関するもの

(1) 経済的支援の対象となる者の範囲はどのようにあるべきか

新制度を過去の犯罪被害によって現在も後遺障害が癒えていない犯罪被害者等に適用するべきか

遡及適用としてではなく、例外的に救済すべき者として、前記「支援基金」（ないし「支援機構」）から自立に必要な支援を行うことができるよう設計する。

必要性は認められるが国としての給付は困難

は論点（追加を除き構成員に提示済み）を、 は論点に対する座長案を、
は座長案の背景事情を示す。